

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月9日 06時59分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市水荷浦鼻北北東方沖 坊主碇灯標から真方位281° 910m付近 (概位 北緯33° 12.8′ 東経132° 27.9′)
事故の概要	漁船第五十八開洋丸は、北進中、また、漁船第二十八雄福丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五十八開洋丸、344トン 132085、有限会社開洋水産 B 漁船 第二十八雄福丸、11トン EH2-8055（漁船登録番号）、個人所有 第281-42919号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に凹損 B 船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 太陽の高度及び方位：高度 15.0°、方位 093.2°
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、水荷浦鼻南方沖の養殖施設で まだいを積み込んで、愛媛県北灘湾の養殖施設に向かっていた。 船長Aは、操舵スタンド後方に立ち、手動操舵により約10ノット (kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で、水荷浦鼻東方沖を北進 中、06時56分ごろ左舷船首方の水荷浦鼻の陰からB船が現れたの を認め、避航船に当たるB船がA船を避けると思い、同じ針路及び速 力で航行を続けた。 船長Aは、避航する様子がないまま接近するB船に危険を感じ、汽 笛を吹鳴して全速力後進としたが、A船の左舷船首部とB船の船首部 とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、宇和島市喜路漁港付近の養殖施設 でしまあじ等を積み込んで、宇和島市宇和島港に向け、手動操舵に より約10knの速力で水荷浦鼻北西方沖を東進していた。 船長Bは、操舵室中央にある操縦席に腰を掛け、雲間から日光が差

し込み、船首方がまぶしく見えにくかったが、注意深く見ていれば視認できたので、同方に注意を向け、右舷方から接近するA船に気付かずに同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、右舷船首方至近にA船を認めたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、本事故の発生を118番通報した。

船長Bは、衝突の約3～5分前から日光がまぶしく感じていたが、船首方を注意深く見ていれば視認できたので、所持していたサングラスを着用していなかった。

船長Bは、船首方を注意深く見ていて、レーダーの画面を確認していなかった。

(図1参照)

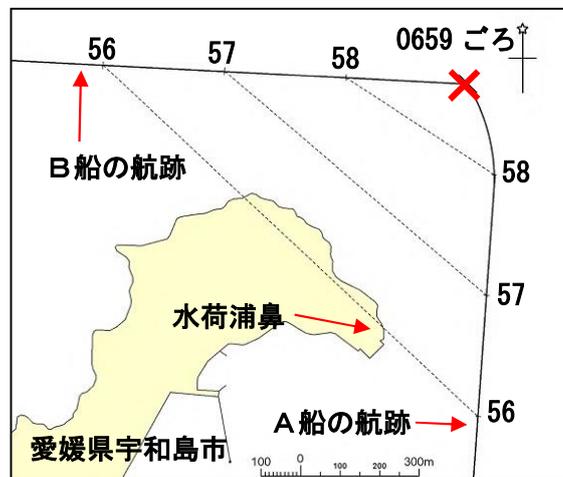


図1 事故発生経過概略図

**分析**

A船は、水荷浦鼻東方沖を北進中、船長Aが、左舷船首方に東進するB船を認めた際、避航船に当たるB船がA船を避けると思い、航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。

B船は、水荷浦鼻北西方沖を東進中、船長Bが、日光が差し込んで船首方がまぶしく見えにくかったが、注意深く見ていれば視認できたので、同方に注意を向け、右舷方から接近するA船に気付かずに航行を続けたことから、A船が右舷船首方至近に迫るまで気付かずA船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、日光がまぶしく感じていたが、船首方を注意深く見ていれば視認できたことから、所持していたサングラスを着用しなかったものと考えられる。

**原因**

本事故は、水荷浦鼻北北東方沖において、A船が北進中、B船が東進中、船長Aが、左舷船首方に東進するB船を認めた際、避航船に当たるB船がA船を避けると思い、航行を続け、また、船長Bが、日光が差し込んで船首方がまぶしく見えにくかったが、注意深く見ていれば視認できたので、同方に注意を向け、右舷方から接近するA船に気

	付かずに航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中、目視のみならずレーダーも使用しながら、常時、適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 船長は、日光が差し込んでまぶしい場合、サングラス等を着用すること。</li><li>・ 船長は、接近する他船を認めた場合、自船が保持船であっても安易に相手船が避けると思わず、必要に応じて衝突を避ける措置を採ること。</li></ul>